

令和5年6月6日
(保健体育課扱い)

各県立学校長 殿

教 育 長

学校における水害対策の推進について(依頼)

このことについて、別添写しのとおり文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長及び文部科学省総合教育政策局長から通知がありました。

については、別添写しの事項等を参考の上、水害対策の推進に取り組んでいただくようお願いいたします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：池亀

電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp

※本文書の分類基準表上の分類記号：「G-6-0(安全指導総括)」

学校の水害対策に資する方策として、「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」と「マイ・タイムライン」に関する情報をまとめましたので、お知らせします。各学校におかれては、これらを参考に水害対策の推進に取り組むようお願いいたします。

5 文科施第 187 号
令和 5 年 5 月 30 日



各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の
認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長

殿

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

笠 原 隆

(公 印 省 略)

文部科学省総合教育政策局長

藤 江 陽 子

(公 印 省 略)

学校における水害対策の推進について（通知）

近年の頻発化・激甚化する豪雨等により、学校施設においても大きな被害が発生しています。また、全国の公立学校の約 20%が浸水想定区域に立地していますが、浸水対策が十分であるとはいえない状況にあります。また、令和3年度の流域治水関連法の制定等により、学校を含めた、流域に関わる全ての関係者による治水対策の取組が求められています。

こうしたことを受け、文部科学省としては、学校の水害対策に資する方策について、下記のとおりとりまとめました。各学校設置者や学校におかれては、これらを参考の上、ハード面・ソフト面の両面から水害対策を推進するようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれては、所管の学校法人等に対して、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市区町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く。)に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、附属学校を置く各国立大学法人におかれては、所管の附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

記

1. 「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引 ～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための^{しな}靱やかな学校施設を目指して～」について

文部科学省では、令和3年12月から「学校施設等の防災・減災対策の推進に関する調査研究協力者会議」（主査：中埜良昭 東京大学生産技術研究所教授）を開催し、今後の学校施設の水害対策の基本的な考え方や具体的な検討手順等について検討を行い、このたび、手引として取りまとめました（別添）。

本手引では、①水害に対して学校施設が担う役割、②水害リスクを踏まえた浸水対策の必要性、③治水担当や防災担当の関係部局との連携体制の構築等の基本的な考え方を踏まえて、想定される浸水の深さや発生頻度等を踏まえた学校施設の水害対策の方向性や優先度、個々の学校施設の対策内容等の水害対策の具体的な検討手順等を示しています。

各学校設置者におかれては、本手引を参考としつつ、関係部局等からの協力を得ながら、学校施設の水害対策に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、整備に際しては、老朽化対策などの整備と合わせて実施することも視野に入れ、検討をいただくようお願いいたします。

なお、本手引を踏まえて学校施設の水害対策に取り組むに当たり、治水担当部局、防災部局等に対しても、教育委員会等の学校設置者との連携の強化を要請する事務連絡を、内閣府（防災担当）及び国土交通省との連名で発出していることを申し添えます。

（別添資料）

「水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引」（概要）

※手引本文等については、下記HPに掲載しています。

https://www.next.go.jp/b_nenu/shi_ngi/chousa/shi_setu/063/toushi_n/next_00002.html



（QRコード）

2. 水害に備えた防災教育（マイ・タイムラインの活用）について

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするものです。その検討過程では、市区町村が作成・公表した洪水ハザードマップを用いて、自らの様々な洪水リスクを知り、どのような避難行動が必要か、また、どのようなタイミングで避難することが良いのかを自ら考え、さらには、家族と一緒に日常的に考えるものです。

マイ・タイムラインを作成することで「いつ」、「誰が」、「何をするのか」を可視化し、共有することができます。いざというときに、それぞれが先を見越しながら適切に対応することができる

けでなく、災害対応時にチェックリストとしても活用が可能です。また、その作成過程において防災や災害に関する基本的知識の学習に加えて、台風や大雨といった災害のイメージを具体的に描きながらより実践的・実効的な防災教育が期待できます。

水害対策の推進に当たっては、各自治体の関係部局との連携や各地域の水防団（消防団）から協力を得ることが有効です。また、各地方整備局の河川事務所等において、マイ・タイムライン講習会等が開催されている事例があり、学校からの要請を受けて講師の派遣が行われているほか、国土交通省や地方公共団体がマイ・タイムライン作成支援のための資料を作成し、Web ページで公表されているのであわせてご活用ください。

これらのマイ・タイムラインに関する情報は、1の手引に関する情報とともに、学校における水害対策として、文部科学省の学校安全ポータルサイトにて集約・公表していますので、ご活用ください。

(参考資料1)

文部科学省 学校安全ポータルサイト

※「学校の水害対策について」の特設ページはこちら

https://anzenkyoui.ku.next.go.jp/suigai_bousai/index.html



(QRコード)

(参考資料2)

国土交通省 マイ・タイムライン

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/mainline/saigai/tisiki/syozaiti/nytimeline/index.html>



(QRコード)

(参考資料3)

国土交通省 防災教育ポータル

(防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・授業で使用できる動画等のコンテンツを収録したポータルサイト)

<https://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>



(QRコード)

【問い合わせ先】

(1. に関すること)

大臣官房文教施設企画・防災部

参事官（施設防災担当）付

亀井、勝又

電話：03-5253-4111（内線 3184）

メール：bousai@next.go.jp

(2. に関すること)

総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室防災教育係

林、奥矢

電話：03-5253-4111（内線 2670）

メール：anzen@next.go.jp



水害リスクを踏まえた学校施設の水害対策の推進のための手引 (概要)

～子供の安全確保と学校教育活動の早期再開のための^{しな} 靱やかな学校施設を目指して～

近年の水害と学校施設を取り巻く現状【第1章】

○近年の水害による学校施設の被害

・近年、豪雨等の水害の頻発化・激甚化により、校舎や屋内運動場等への浸水等の被害が多発
(平成30年7月豪雨 物的被害667校 など)

・学校教育活動の早期再開にも支障
(1、2か月休校した学校も発生したほか、完全な復旧に1年以上かかるケースがあった)



平成30年7月豪雨の被害



令和2年7月豪雨の被害

○国の水害対策と学校施設の取組

・水害リスクに対応するため『流域治水』への転換
(令和3年5月流域治水関連法制定)
⇒ **流域にかかわるあらゆる関係者により治水対策に取り組むことが必要**

・学校施設の水害対策の状況
⇒ **公立学校の約2割が浸水想定区域に立地***、うち施設や受変電設備への**浸水対策済みは、約15%**

※地域防災計画に要配慮者利用施設として位置づけられた学校

学校施設の水害対策の基本的な考え方【第2章】

○流域治水等に対して学校施設が担う役割

《**防災時に学校施設として第一に果たすべき役割**》

- ・緊急時の児童生徒等の安全確保
- ・学校教育活動の早期再開

《**公共施設の一つとしての地域防災上の役割**》

- ・地域の避難所や避難場所としての機能
- ・流域治水の取組への参加 (雨水貯留浸透機能の向上等)

○学校設置者と治水担当部局や防災担当部局等の連携体制の構築

・ハザード情報や河川整備・まちづくりの方向性の把握に当たって、専門的な知見をもつ担当部局や、国の河川事務所と連携

○水害リスクを踏まえた浸水対策

・ハザード情報について、想定最大規模の降雨による浸水範囲や浸水深だけでなく、より発生頻度の高い浸水想定等*にも着目して対策を検討

※例えば年超過確率※1/10など

・発生頻度ごとの浸水想定に対して、

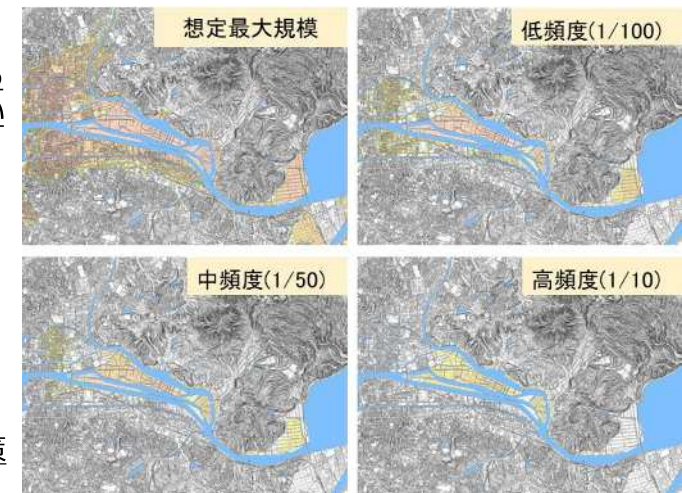
- － 事前避難等や、施設整備によらない平時の点検・確認等の「ソフト面」
 - － 施設整備による「ハード面」
- の両面から水害対策を検討・実施

・他の災害も含めた総合的な安全性を考慮

・タイムライン (防災行動計画) 作成など水害対策の実効性の担保

○土砂災害防止対策

・警戒避難体制の整備、特定開発行為の許可や建築基準法への適合 (新築、改築、大規模な修繕・模様替え時)



多段階の浸水想定図 (図右肩の数は年超過確率※)

凡例	
浸水した場合に想定される水深 (ランク別)	
5.0m～10.0m未満の区域	5.0m未満の区域
3.0m～5.0m未満の区域	3.0m未満の区域
1.0m～3.0m未満の区域	1.0m未満の区域
0.5m～1.0m未満の区域	0.5m未満の区域
0.3m～0.5m未満の区域	0.3m未満の区域

※年超過確率1/10の降雨とは、毎年、1年間 (その規模を超える降雨の発生する確率が1/10 (10%)) の規模の降雨。対して想定最大規模の降雨とは、年超過確率1/1,000程度の降雨。

学校施設の水害対策の検討手順等（学校設置者と関係部局等が連携して検討）【第3章】

＜連携体制の構築と検討手順＞

地方公共団体の関係部局等との連携体制の構築

○ハザード情報や河川整備等の共有など専門的な知見をもつ関係部局等※と連携して検討する体制を構築
 ※河川担当、下水道担当、港湾担当、国の河川事務所や都道府県の河川担当部局 等

ハザード情報の整理

○河川等のハザード情報※を基に、学校ごとにハザード情報を整理
 ※洪水・内水・高潮の浸水想定区域図、多段階の浸水想定図（年超過確率別の想定浸水深など）、浸水履歴、河川の計画・整備を踏まえた浸水想定 など

施設の脆弱性の確認、対策の方向性・優先度の検討

個々の学校施設の対策内容・整備方針等の検討

【施設の脆弱性の確認】

○過去の被害、現在の学校整備の状況等に応じて浸水時に想定される被害や影響を確認

【対策の方向性の検討】

○学校周辺の浸水深と頻度からハード・ソフト両面から対策を講じる範囲を検討

【例1】想定される浸水深は大きい、発生頻度が低い場合、事前避難等のソフト面の対策を前提とし、ハード面も検討

【例2】想定される浸水深は大きくない、発生頻度が高い場合、ハード面の対策を基本に検討

【優先度の検討】

○ハザード情報を踏まえ学校の優先度を検討

【対策目標浸水規模※の設定】

○対策目標ごとに対策目標浸水規模※を設定

- ・緊急時の児童生徒等の安全確保
→想定最大規模の浸水想定を踏まえて設定
- ・学校教育活動の早期再開に資する被害軽減・復旧の対策
→施設の使用期間（学校施設の長寿命化対策で目安としている80年）に経験する可能性の高い浸水想定を基本に設定

※対策目標浸水規模とは、対策目標を達成するために実施する水害対策の対象とする想定浸水深など

【ハード・ソフト対策の設定】

【整備方針・計画の検討】

○学校ごとの実情に応じて、例えば以下のとおり検討

- ・想定浸水深が大きく浸水が高頻度かつ施設に脆弱性がある優先度の高い学校を迅速に整備
- ・水害リスクを踏まえ長寿命化改修計画との調整、特に重要な対策は早期に重点的に整備
- ・まちづくり計画による高台移転の検討との連携

流域内の雨水貯留浸水機能の向上に資する取組の検討

＜留意事項＞

国・都道府県・市町村等の関係者で実施する『流域治水協議会』等との連携に加え、
 ・浸水被害を踏まえ、学校以外の公共施設も含め全庁的に検討する体制の構築
 ・河川・防災担当等で検討する既存の体制に教育委員会が参加 などが考えられる



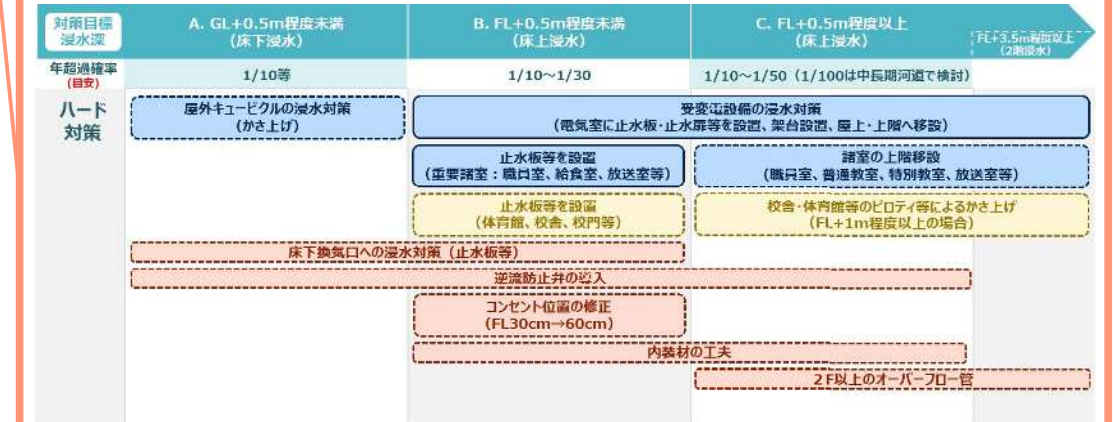
○学校ごとのハザード情報の整理表（年超過確率別の想定浸水深）の作成

	洪水				想定最大	内水	高潮	1 砂		浸水歴
	1/10	1/50	1/100	1/200				警戒	特別警戒	
A校	●m	●m	●m	●m	●m	-	●m	○	-	●
B校	-	-	-	●m	●m	●m	-	-	-	-
C校	-	●m	●m	●m	●m	-	-	-	-	●

→国管理河川の場合、データを保有する河川事務所と相談し、整理表を作成

○学校教育活動の早期再開のための対策モデルを活用した検討

- ・浸水頻度と想定浸水深に応じて、学校ごとに対策モデルに当てはめて検討
- ・水害対策の詳細は、施設の改修等の設計の際に学校の意見も伺いつつ検討



□ : 学校教育活動の早期再開のために重要なエリアの浸水を防ぐ ○ : 敷地や建物内の浸水を防ぐ □ : 復旧までの期間を最小限にとどめる
 □ (実線) : 実施が望ましい対策 ○ (破線) : 学校毎に個別検討を行う対策 (オプション)

学校施設の水害対策のポイント・対策例（学校設置者と学校等が連携して検討・実施）【第4章】

緊急時に児童生徒等の安全を確保するための対策

[対策のポイント]

(ソフト面)

- 学校を中心に、危機管理マニュアルや気象情報等に即した的確な対応などソフト面の対策が前提 ※危険が予測される場合は学校に来させない、早めに下校させる
- 臨時休業等の事前の対応がない中で、局地的な豪雨など突発的な気象災害が発生した場合も想定しておくことが必要

(ハード面)

- 併せて学校設置者と学校が連携してハード面の対策も検討することが重要
- 児童生徒等の安全に万全を期す観点から、想定最大規模の浸水想定図を踏まえ、想定した対策の検討が重要
- ①避難場所や避難経路、②避難誘導のためのバリアフリー化、③上階に垂直避難する場合の対策などを確認
- まちづくり計画による高台整備の検討があった際は、関係部局と連携した学校の高台移転の検討も考えられる

[対策例：ハード面]

対策	概要
緊急的な安全確保の場所の確保	・想定浸水水位以上の階の避難スペース等の確保（上階待機） ・ピロティ化や、基礎・敷地のかさ上げの検討 ・学校周囲の高層の建物への避難 ・高層化や階高の設定等の検討
要配慮者の垂直避難のための避難路のバリアフリー化等	・避難路のスロープの整備 ・エレベーター等の整備
上階での備蓄品の確保	・備蓄倉庫の想定浸水水位以上の階への配置 ・備蓄品を想定浸水水位以上の階などに迅速に運ぶ体制の整備
上階での電気設備等の最低限の機能維持	・受変電設備、非常用発電設備を高い位置に設置 ・可搬型発電機を迅速に上階へ運ぶ体制の整備 ・浸水が想定される諸室と、上階の避難スペースとなる諸室の電気系統の切り離し
上階での通信の確保	・停電時に上階で使用できる通信の確保（相互通信が可能な防災行政無線、災害時優先電話等）
土砂災害特別警戒区域における安全性の確保	・外壁等の改修 ・校舎等の周囲に土砂を有効に遮る壁体の設置など

学校教育活動の早期再開のための施設の被害軽減・早期復旧対策

[対策のポイント]

(ソフト面)

- 平時の点検・確認等のソフト面は、学校設置者と学校が連携し、ハード面の対策に関わらず着実に取り組む。台風等の気象情報が発表された際は、学校を中心に応急措置を迅速に実施できるよう平時から準備

(ハード面)

- ハード面の対策は、学校設置者と学校が連携して検討。
- 変電設備等が浸水から守られ、普通教室・職員室等が利用可能な状態であることが重要。
- 想定浸水深に応じて、①重要なエリアへの浸水を防ぐ、②可能なら敷地や建物内への浸水を防ぐ、③浸水を防げない場合でも復旧期間や費用を最小限にとどまるように工夫する、という考え方で対策の内容を検討。

[施設整備によらない平時の点検・確認等の対策例：ソフト面]

概要
・平時の重要な書類等の管理場所の見直し・検討
・気象情報の発表時に上階へ上げる物品等の検討（タブレット端末、個人情報関係資料、重要機器等）
・重要な書類等の電子化
・日常の点検、清掃（排水口、雨どい、側溝、雨水ます等の詰まり）
・復旧工事等の早期着工のため、施設・設備に係る台帳や既存施設の建築図面の整理
・気象情報の発表時に施設被害軽減のための応急措置を行う人員・タイミングを整理
・防災設備・備品の確認
・被災時の学校教育活動場所の確保のため、代替的な教室等の確保策の検討

[対策例：ハード面]

重要なエリアの浸水を防ぐ



敷地や建物内の浸水を防ぐ



復旧期間を最小限にとどめる

- 床下換気口への浸水対策（止水板等）
- 逆流防止弁の導入
- コンセント位置の修正
- 内装材の工夫
- オーバーフロー管の設置等

国による推進方策【第5章】

- 関係省庁との連携
- 財政的な支援
- 災害復旧事業の運用改善
- 学校設置者への情報提供や技術的支援
- 防災教育への活用